

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

2 名称

- (1) 専修学校に付する名称は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に掲げる学校（以下「1条校」という。）の名称、1条校に類似する名称又は研究機関若しくは私塾に類似する名称を使用していないこと。
- (2) 専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしい名称であり、かつ、既存の専修学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 規模

目的に応じた分野ごとの生徒の総定員が、40人以上であること。ただし、専修学校の設置のみを目的とする法人を同時に設立する場合にあっては、生徒の総定員が、80人以上であること。

4 校長の資格

法第129条第2項の「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務に通算して5年以上従事した者であること。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条第1項に規定する学校、専修学校又は各種学校の長の職
- (2) 前号に掲げる学校の教員の職
- (3) 1条校の学校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化に関する委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) 更生保護事業等の業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、教育長が適当と認めた職又は業務

5 教員数

教員数は、設置基準に定める数を上回るものであること。

6 施設及び設備等

- (1) 校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。
- (2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。

- (3) 校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な教室（実習室等を含む。以下「教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。
- (4) 専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。
- (5) 教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。
- (6) 教室等の面積は、生徒一人あたり1.5平方メートルを標準とすること。ただし、同時に授業を行う生徒の数にかかわらず、30平方メートルを下回らないこと。
- (7) 教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。
- (8) 教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。
 - ア 同一の設置者が設置する学校等の施設及び設備の共用であること。
 - イ 教室等を共用する場合は、同一の建物内もしくは休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。
 - ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。
 - エ 専修学校以外の学校と施設及び設備を共用する場合には、当該専修学校の生徒と、他の学校等の生徒との年齢差に配慮した様態とすること。
- (9) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。
 - ア 賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実に認められること。
 - イ 賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。
 - ウ 賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。
- (2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。
 - ア 専修学校として使用する部分が階全体であって、次のいずれの条件も満たすこと。
 - (ア) 専修学校専用の出入口及び通路等を備えていること。
 - (イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。
 - (ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、専修学校として使用する部分が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。
 - イ 校舎の面積は、他の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積以上であること。
 - ウ 他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。

- エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。
- オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。
- (3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。
- ア 当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有すること。ただし、当該土地が国、地方公共団体等の財産であって、(1)ア及びイのいずれにも該当するときは、借用とすることができる。
- イ (2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。
- ウ 建物を区分所有する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。
- エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。
- (4) (1)にかかわらず、特別の事情があり教育上支障がないと教育長が認める場合で、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。
- ア (1)アからウのいずれの条件も満たすこと。
- イ 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。
- (ア) (2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。
- (イ) 建物を区分使用する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められ、かつ、この条件が将来的にも担保される取決め等があること。
- ウ 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。
- エ ウの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。
- (5) 設備については、自己所有であり、かつ、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。
- (6) 専修学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。
- (7) (6)にかかわらず、既設校等を設置運営している設置者が専修学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。
- ア 借入金額が当該専修学校の設置に係る校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。
- イ 借入先が確実な金融機関であること。
- ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
- エ 当該借入後において、設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。
- (8) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、校地、校舎その他の施設は負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、(6)及び(7)の借入金に係る担保を除く。
- (9) 校地及び校舎を自己所有で開設する場合は、開設年度の人件費相当額の運用資金を保有していること。
- (10) 開設年度から少なくとも2年間の専修学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つこと

が可能であると認められること。

- (11) 学校の設置に要する経費に相当する額（校地及び校舎を自己所有で開設する場合はその他の施設及び設備の整備に要する経費並びに(9)の経費のための資金で(6)及び(7)の借入金を引いた額に相当する額、校地又は校舎を賃借で開設する場合はその他の施設及び設備に要する経費並びに(4)ウの経費に相当する額をいう。）が専修学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況
- (4) 私立学校法第152条第5項の法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。
ア 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理がされていること。
イ 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

第2 各種学校の設置認可

1 設置者等

第1の1、2、3ただし書、5、6、8及び9を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。

2 校長の資格

第1の4を準用する。この場合、「法第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」」は「規程第7条に規定する「教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者」」と読み替える。

3 資産等

- (1) 第1の7を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。
- (2) 第1の7(1)にかかわらず、就学者の年齢層が概ね幼稚園から高等学校までの就学年齢に相当する外国人児童・生徒を対象とした新たに本府で認可を受ける外国人学校であ

り、本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け、その内容を遵守した教育が実施され、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。

ア 第1の7(1)アからウのいずれの条件も満たすこと。

イ 各種学校と他の施設とを複合化した建物において、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

(ア) 第1の7(2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。

(イ) 建物を区分使用する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、各種学校教育に支障を及ぼさないものと認められ、かつ、この条件が将来的にも担保される取決め等があること。

ウ 次のいずれかの条件を満たすこと。なお、複数の修業年限がある場合は、最長の修業年限とする。

(ア) 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。

(イ) 修業年限以上の学校運営の実績があり、修業年限分の授業料や入学金等の経常的収入で、修業年限分の経常的支出の均衡が保たれていることが確認できた場合、修業年限分の2分の1に相当する期間の資産を保有すること。

エ ウの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。

第3 専修学校の課程の設置認可

第1の3ただし書及び5から9までを準用する。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書、5、6、8及び9並びに第2の3を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。

第5 申請手続及び標準処理期間

1 専修学校及び各種学校の設置認可

(1) 計画書の提出

専修学校及び各種学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、(2)に定める申請書の提出期限の2か月前までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前々年度の2月末日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日までに教育長に申請すること。ただし、校舎の新築等を伴わない場合における申請書の提出期限は、4月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の6月30日まで、10月1日に開設しようとする場合にあっては原則として前年度の11月30日までとする。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後**10日**以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後**10日**以内に当該答申の内容を申請者に通知する。

ウ 教育長は、校舎竣工後（校舎の新築等を伴わない場合においては、改装工事等完成后）、現地検査を行い、施設及び設備等について、申請内容と相違ないことを確認したときは、4月1日開設の場合にあっては原則として前年度の9月**30日**まで、10月1日開設の場合にあっては原則として前年度の3月**31日**までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 専修学校の課程の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校」は「専修学校の課程」と、「開設」は「設置」と読み替える。

3 各種学校の収容定員に係る学則変更認可

1の規定を準用する。その場合、「専修学校及び各種学校の設置」は「各種学校の収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月**31日**までとし、原則として変更年度の前年度の3月**31日**までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

1 この基準は、平成**28**年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附則

1 この基準は、平成**30**年1月**12日**から施行する。ただし、第1の**11**の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

1 この基準は、平成**31**年1月**18日**から施行する。ただし、第1の**11**の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和8年3月11日から施行する。

附則

- 1 この基準は、令和8年7月28日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後、新たに申請される各種学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に設置されている各種学校については、なお従前の例による。